



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計通信
2020年7月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

レジ袋有料化になります

2020年7月よりレジ袋の有料化がスタートします。プラスチック製買物袋(いわゆるレジ袋)が対象になります。

購入する側もレジ袋を販売する側も注意が必要になります。

★購入側

例えばコンビニで飲食料品を購入した場合、飲食料品は消費税8%、レジ袋は10%なるので2つに分けて会計入力をする必要があります。消費税率を確認するためレシートが必ず必要になります。領収書には消費税率が書いていないことがほとんどなので、レシートを必ずもらうようにお願いします。

★販売側

レジ袋は有料で販売する必要がありますが、一定の基準を満たしたレジ袋、もしくは形状、素材によっては有料化の対象外となることがあります。

(対象外の例)

- ・紙や布素材の袋、持ち手がない袋
- ・海洋性分解性プラスチックの配合率100%、バイオマス素材の配合率25%以上

販売する側は、自社で取り扱っているレジ袋は有料化の対象かどうか確認をお願いします。

(三井 記)

源泉所得税半年納付

従業員の給与天引きしている源泉所得税ですが、半年に一度納めて頂いている事業者の方は7/10が納期限になります。忘れずに納付をお願いします。

